

高千穂町新規就農総合支援事業実施要綱をここに公表する。

令和8年2月1日

高千穂町長 甲 斐 宗 之

高千穂町告示第 号

高千穂町新規就農総合支援事業実施要綱

目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 新規就農資金支援事業(第4条～第12条)

第3章 中古ハウス・機械リユース事業(第13条～第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 農業従事者の高齢化が進むなか、持続可能な力強い農業を実現するために、新規就農者の確保を目的に、新規就農者や後継者不在の経営体を支援するため、農業経営に関する費用について予算の範囲内において補助するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和45年規則第1号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 親元就農者 二親等以内の親族から経営資産又は農地等の移譲を受ける者
- (2) 事業承継者 二親等以内の親族以外から経営資産、農地又は経営基盤の移譲を受ける者
- (3) 主催権 農業経営に関する意思決定権及び収支管理権(経営主導権)

(関係機関との連携)

第3条 町は、本事業の実施にあたり、宮崎県農業協同組合、高千穂町農業委員会、西臼杵農業改良普及センター、西臼杵地域農業再生協議会、NPO法人等の農業支援団体等(以下「関係機関」という。)に対し、意見を求めることができる。

第2章 新規就農資金支援事業

(補助対象者及び補助要件)

第4条 補助対象者は、高千穂町内在住の者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 営農する農地の所有権又は利用権を有していること。
- (2) 農業経営を開始して、原則として5年以内の者かつ55歳までに就農している者

- (3) 主要な農業機械、施設を所有している、又は借りていること。
 - (4) 生産物の生資材等を補助対象者名義で出荷、取引していること。
 - (5) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を補助対象者名義の通帳及び帳簿で管理していること。
 - (6) 農業経営に関する主催権を有していること。
 - (7) 農業専従に関わらず、農業収入が主な収入であり、農業以外の収入は補助的な役割を果たす農家(以下、「第一種兼業農家」という。)であること。
 - (8) 補助決定後4年間は継続して農業に従事すること。
 - (9) 年間農業従事日数が200日以上かつ年間農業従事時間1600時間以上であること。
 - (10) 農作業の内容や農業従事時間を記録する日誌(以下「作業日誌」という。)をつけていること。
 - (11) 親元就農者及び事業承継者は、新規の経営発展を行う事ができる取組を行うこと。
 - (12) 就農後に高千穂町認定農業者協議会や各種作物部会等に参加すること。
- (補助金の額及び交付期間)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、作業日誌による就農実績を確認した後に行う。

3 補助金の交付期間は、単年度を単位とし、2年を限度とする。

4 本事業の対象期間は、最初に交付決定を受けた月から4年間とする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 第4条各号に該当しなくなった場合

(2) 農業経営を中止又は休止した場合

(3) 第12条第2項の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと認める場合

(補助金の返還)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 返還額は次の各号に定める額とする。

(1) 交付期間中に前条各号のいずれかに該当した場合 既に交付した補助金の総額に、返還対象期間の月数(当該事項に該当した月を含む。)を交付を受けた期間の月数で除した値を乗じて得た額

(2) 交付終了後2年以内に前条各号のいずれかに該当した場合 補助金の総額に、

営農を継続しなかった月数を交付を受けた期間の月数で除した値を乗じて得た額

- (3) 虚偽の申請等を行った場合 補助金の全額
(補助金の使途)

第8条 補助金の使途は、農業経営に必要な経費に限る。

(経営開始計画の承認)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、経営開始計画を作成し、町に承認申請しなければならない。ただし、青年等就農計画の認定を受けているものは、認定書及び事業計画の提出をもって、経営開始計画の承認に代える事ができる。

(申請就農状況報告及び決算報告)

第10条 補助対象者は、交付期間内及び交付期間終了後2年間、就農状況報告を1月から6月分までを7月31日までに、7月から12月分までを翌年1月31日までに町に報告しなければならない。

- 2 補助対象者は、交付期間内及び交付期間終了後2年間、毎年7月31日までに前年7月から6月までの1年間の決算報告を行わなければならない。

(審査会)

第11条 町は、補助対象者から経営開始計画の提出があった場合、審査会を開催し経営開始計画の承認を行う。

(その他)

第12条 町は、本事業が適切に実施されていることを確認するため、関係機関及び補助対象者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 町は、就農状況報告を受け現地確認を行うことができる。

第3章 中古ハウス・機械リユース事業

(事業内容)

第13条 本事業は、新規就農者等に対し初期投資に必要な中古ハウス及び中古機械を有効利用する場合に必要な経費の一部を支援する。

(補助対象者及び補助要件)

第14条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、認定新規就農者又は第9条の承認を受けて5年以内の者とする。

- 2 補助要件は、第4条各号の規定に準ずる。

(補助対象費用)

第15条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内農業者又は補助対象者が所有し、就農計画に基づき使用する施設の解体、移設、補修に要する費用
- (2) 町内農業者又は補助対象者が所有し、就農計画に基づき使用する機械の補修に要する費用

(補助金の額)

第16条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1とし、50万円を上限とする。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

第4章 雑則

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

補助対象者区分	世帯区分	年間補助金額
親元就農者及び事業承継者	単身	60万円
	夫婦	90万円
上記以外	単身	120万円
	夫婦	180万円